

市立病院の経営形態について

1 病院事業の現状と課題

我が国では、少子高齢化や人口減少が急速に進み、地域における医療提供体制の再構築が求められている。また、医療費の抑制に向けた診療報酬の改定や消費税増税など、病院経営を取り巻く環境は、全国的にもさらに厳しくなることが予想される。

本市においても、厳しい財政状況の中で、小児救急を含む救急、周産期、感染症などの政策医療を引き続き担っていくためには、市立病院の一層の経営改革は待ったなしの状況となっている。

2 経営形態見直しの必要性

現在、医療センターと八幡病院については、「地方公営企業法の全部適用」の下、病院局長を事業管理者として、できる限り柔軟な事業運営を行っている。

しかしながら、病院局が市の組織の一部であることから、人事や給与などについて他の部局との均衡を図る必要があるほか、事業運営には、地方自治法などによる法令上の制約があることも事実である。

一方、「地方独立行政法人」については、「市立病院のあり方検討会議」の議論を通じて、政令市における先進事例から、政策医療をしっかりと提供しつつ、経営の自由度が高まることにより経営改善を実現していることが確認できた。

(1) 政策医療の確実な実施

地方独立行政法人法では、地方公営企業法と同様、公共性の観点から、一般会計からの負担が法律上認められている。

そのため、市立病院が担っている政策医療については、現在と同様に、一般会計によって下支えすることにより、確実に実施することが可能である。

(2) 独法化によって期待できる効果

○経営改善

「職員採用の自由化」「意思決定の迅速化」「契約方法の多様化」などによって経営の自由度が高まり、経営の改善が期待できる。

具体的には、必要な医療スタッフを迅速に配置したり、事務職員の専門性向上によって診療報酬を効果的に確保することなどが考えられる。

○雇用の確保、職場環境の改善

市立病院で働く職員の身分は非公務員となるが、雇用の継続は法律上担保されている。

また、経営改善が実現すれば、必要な医療スタッフを迅速に配置することなどにより、職場環境の改善や職員のモチベーション向上が期待できる。

○患者サービスの向上

患者にとって、市立病院としての位置づけは変わらず、政策医療を中心とする市立病院の役割は、引き続き果たすことができる。

また、経営改善が実現すれば、必要な医療スタッフを迅速に配置することなどにより、患者サービスや満足度の向上が期待できる。

(3) 市議会との関係

法制度が異なるため、市議会との関係は変わるが、市立病院に対する市議会のチェック機能がなくなる訳ではない。

運営費負担金（一般会計予算）、中期目標、中期計画等については、議会の議決が必要であるほか、毎年度の事業計画、事業実績、評価委員会による評価結果については、所管部局を通じて定期的に市議会に報告されるなどの仕組みとなっている。

3 今後の方向性

本市としては、上記のことを総合的に勘案し、医療センターと八幡病院の経営形態については、現在の地方公営企業法の全部適用から、地方独立行政法人への移行に向けて、市民や議会、職員等の意見を聞きながら、必要な準備を進めることとしたい。